申込日:令和6年9月21日

## 災害救助法の住宅の応急修理申込書

輪島市長 坂口 茂 様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

	【被害を受けた住宅の所在地】 <u>輪島市<mark>ニツ屋町2字29番地</mark></u>						
	【現在の住所】 <mark>同上</mark>						
	【現在の連絡先(TEL)】 <u>0768-23-1156</u> (自宅・携帯・勤務先・その他)						
	【生年月日】 <u>大正・昭和・平成 30 年 9 月 21 日生</u>						
	【氏 名】 <mark>輪島 太郎</mark>						
1	被災日時						
2	災害名 (低気圧と前線による大雨に伴う災害)						
3	<b>住宅の被害の程度</b> 全 壊、 大規模半壊、 中規模半壊、						
	半壊、準半壊						
	<ul><li>○ 市が発行する「り災証明書」に基づき、被害の程度に"○"を付けてください。</li><li>○ 「資力に係る申出書」(様式第2号)も併せて提出してください。</li></ul>						
4	被害を受けた住宅の部位   (※該当箇所に〇をつけてください。)   ・屋根 ・サッシ   ・柱 ・上下水道の配管   ・床 ・ガスの配管   ・外壁 ・給排気設備の配管						
	・ 基礎 ・ 電気・電話線・テレビ線の配線 受付欄 <u>受付欄</u>						
	<ul><li>・ 梁</li><li>・ トイレ</li></ul>						
	• ドア • 浴室 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
	<ul><li>窓</li><li>その他(</li></ul>						

## 資力に関する申出書

輪島市長 坂口 茂 様

私、<u>輪島太郎</u>は、(**低気圧と前線による大雨に伴う災害**)のため、住家が **半壊** しております。

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願いします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

#### (記入例)

- ・住宅ローン、教育ローン等を組んでおり、手持ちの現金もほとんど無いため、 応急修理費用が工面できない。
- ・日常生活費や教育費等の支払いで余裕がないため、応急修理を実施する資力が ない。
- ・年金収入のみのため、応急修理を実施できる資力がない。
- ・介護費用などの出費で余裕がなく、応急修理を実施できる資力がない。

令和6年9月21日

申出者 被害を受けた住宅の所在地

輪島市二ツ屋町2字29番地

現在の住所 同上

氏名輪島太郎

# 修理見積書

( 全壊 · 大規模半壊 · 中規模半壊 · 半壊 · 準半壊 )

※ 市町が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度にOをつけてください。

見積金額(総工事費)

1,000,000 円

(消費税込)

☑ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分)(※1)

717, 000

円

円

(消費税込)

見積金額(被災者負担分)

283, 000

(消費税込)

申込者あての見積書で詳細のわかるものを 添付してください。

## 工事内訳は別紙のとおり (工事内訳は、修理業者が普段使用している様式を添付すれば良い)

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

<限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合:

717,000円の範囲内

準半壊の場合:

348,000円の範囲内

※2 修理業者は本様式とともに、工事費の内訳を添付(※修理業者指定の様式で可。)すること。 修理業者は内訳(見積もり)の作成にあたって、応急修理対象工事に〇をつけるなど、対象を区分する

※3 応急修理の受付時には工事費の内訳を確認し、応急修理の対象工事を確認すること。

#### 輪島市長 坂口 茂 様

(※修理業者記入) 上記のとおり見積書を提出します。



住 所	輪島市河井町1−1−1
会社名	株式会社 わじま
電話番号	0768-23-4870
代表者名	輪島 花子

(※修理申込者記入)上記の見積書を確認しました。

住 所	輪島市二ツ屋町2字29番地	
氏 名	輪島 太郎	

#### (※市町記入欄)

市町名	受付番号	受付担当者名
輪島市		

## 住宅の被害状況に関する申出書 (住宅の応急修理に関する参考資料)

令和6年9月21日

輪島市長 宛

住所 輪島市二ツ屋町2字29番地

氏名	<b>輪</b> 皀	大郎
ムコ	干咖啡	

- ※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、**自らの資力で**修理を行うことができず、当面の日常生活に**最低限必要な場所を確保できない方**に対して、**必要最小限 の修理**を行うものです。
- 1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室(居間・寝室)・ 炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です

#### 修理対象箇所 床

- 2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。
  - (※ 床の構造は、床組(床の骨組み)+床の下地板+表面の仕上材からなっています。)
  - □ 床組 または 下地板 が壊れている。
  - 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
  - □ 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。
- 3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※壁の構造は、

- ① 柱・はり+下地材+表面材(壁紙など)
- ② 柱・はり+仕上板(プリント合板・板など)
- ③ 柱・はり+竹組下地+塗仕上げ からなっています。)
- □ 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- □ 下地板・仕上板が地震により変形しており、日常生活に支障がある。
- □ 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- □ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。
- 4 屋根について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。
  - (※屋根の構造は、小屋組+屋根の下地材+表面の仕上材からなっています。)
  - □ 屋根の瓦等の仕上げ材、下地材 が壊れている。
  - □ 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。
  - □ 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。